

10 小児医療体制（小児救急医療を含む）

【現 状】

（1）小児人口及び医療機関・医師等の状況

- 北空知地域における小児人口（15歳未満）は、平成28年1月時点で2,957人であり、平成18年3月時点（4,223人）に比べて30.0%減少しています。

* 1

- 北空知地域では、平成29年10月1日時点で、小児科を標ぼうする病院の数は1か所、小児科を標ぼうする診療所の数は4か所となっています。
- また、小児歯科を標ぼうする歯科診療所の数は、8か所となっています。
- 道内の小児医療を行う医師数は若干減少の傾向がありますが、小児科を専門とする医師の数は年々増加の傾向にあります。* 2一方、北空知地域では、平成27年4月から深川市立病院の常勤小児科医（小児科を専門とする医師）が不在となり、小児医療を行う医師数及び小児科を専門とする医師数ともに大幅に減少しています。

《北空知の医師数及び小児科医師数の推移》

(単位：人)

	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年
小児医療を行う医師数	12	13	10	10	9	6	1
小児人口1万人当たり (全道値)	27.4 (16.3)	32.1 (15.8)	26.7 (16.3)	29.2 (15.5)	28.1 (15.8)	19.6 (16.1)	3.5 (15.3)
小児科を専門とする医師	5	5	4	4	5	4	1
小児人口1万人当たり (全道値)	11.4 (8.2)	12.3 (8.6)	10.9 (9.1)	11.7 (9.4)	15.6 (9.9)	13.1 (10.3)	3.5 (10.7)

* 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

（2）小児救急の状況

- 北空知地域における18歳未満の救急搬送数については、小児人口減少の影響もあって、平成18年の79人から平成27年の47人と減少傾向（40.5%減）にあり、また、平成27年の全救急搬送数における軽症者の割合は30.5%であるのに対し、18歳未満の救急搬送数における軽症者の割合は55.9%となっています。

* 3

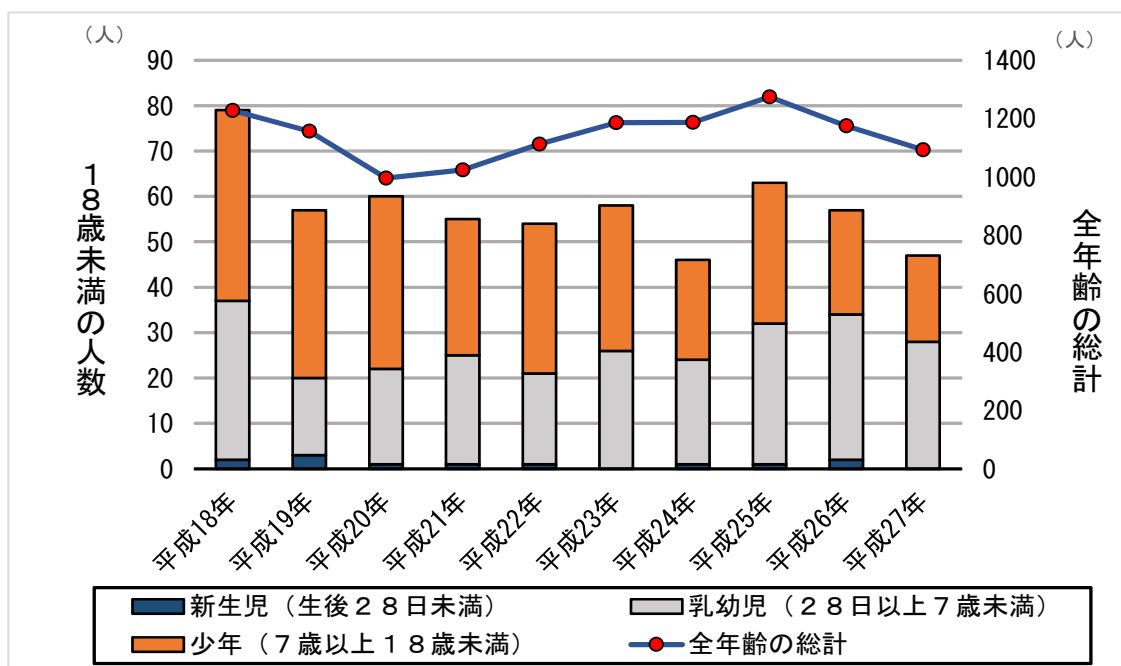
* 1 北海道総合政策部地域振興局市町村課調べ（振興局市町村別年齢5歳階級別人口）

* 2 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」、なお「小児医療を行う医師」は、診療科として小児科のみを回答した医師及び複数回答した診療科の中に小児科を含んでいた医師、「小児科を専門とする医師」は診療科として小児科のみを回答した医師及び複数回答した診療科のうち小児科を主たる診療科として回答した医師のことをいう。

* 3 深川地区消防組合消防年報

- 厚生労働省の調査*1によると、小児救急患者の時間帯別の受診状況は、平日では夕刻から準夜帯（18時から22時頃まで）にかけて増加傾向にあり、土日では更に多くなっており、小児救急患者はいわゆる時間外受診が多いことが指摘されています。
- また、道が実施した「二次救急医療機関における救急患者受入実態調査」*2における小児救急患者の時間外受診の状況を見ると、「特に軽症」と「軽症」の患者が多数を占めています。
- このような小児救急における受療行動には、少子化、核家族化や共働きなどの家庭環境の変化とともに、保護者等による専門医志向や病院志向が大きく影響していると指摘されています。
- 北空知地域には、小児の二次救急医療体制が確保されていないことから、隣接する上川中部圏域の小児二次救急医療機関であるJ A北海道厚生連旭川厚生病院と連携し、小児科医師の院内待機体制を整備することにより、初期救急医療施設からの転院搬送や入院治療を必要とする小児重症救急患者に対する医療を確保しています。

《救急車による搬送人員（全体と18歳未満（3区分）の推移）》



* 深川地区消防組合消防年報

- 道では、保護者の子育て不安の解消に資する観点から小児救急電話相談事業を実施するとともに、救急医療情報を住民、医療機関、消防機関に提供する「北海道救急医療情報・広域災害情報システム」を運営するほか、北空知地域では、医師会、消防組合、保健所及び市町の共催により開催する救急医療に関する講演会などで、救急医療についての啓発を行っています。

* 1 厚生労働科学研究「小児救急医療における患者・家族ニーズへの対応策に関する研究」（主任研究者衛藤義勝）（平成16年度）

* 2 北海道保健福祉部調

- 深川市立病院では、夜間急病テレホンセンターの開設や医師による出前講座などにより、休日や夜間における適正受診の推奨を図っています。

《小児救急電話相談事業》

夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、専任の看護師や医師が保護者等からの相談に対し、電話により助言を行っています。

電話番号	011-232-1599(いーこきゅうきゅう) *プッシュ回線の固定電話及び携帯電話からは短縮ダイヤル「#8000番」も利用できます。
相談体制	毎日 午後7時から翌朝8時まで 看護師1名(センター対応)、医師1名(自宅等待機)
利用に当たっての注意事項	医師が直接診察して治療を行うものではなくあくまでも電話による家庭での一般的対処などに関する助言アドバイスを行うものです。

【課題】

(1) 小児医療体制等の確保

- 北空知地域では、二次救急医療を提供する体制が確保されておらず、隣接する上川中部圏域のJA北海道厚生連旭川厚生病院との連携により、入院医療や救急医療を提供していることから、地域で提供できる体制とすることが必要です。
- 子どもを持つ家族に対する相談など、家族を支援する体制や子どもの症状・状態に応じた小児医療体制の確保が必要です。

(2) 小児高度専門医療や療養・療育支援体制の確保

- 小児疾患に対する高度・専門的な診断・治療や医療・療育体制、また、小児の三次救急医療体制についての検討も必要です。
- また、発達障がいの子ども、重症心身障がい児、医療的ケア児等が、必要な医療・療育や適切な支援を身近な地域で受けられる体制の充実が必要です。

【必要な医療機能】

(1) 症状等に応じた医療機能や救急医療体制の充実

- 疾病や症状等に応じた医療が提供されるよう、一般の小児医療から高度・専門医療及び初期救急医療から三次救急医療に至る体系的な医療提供体制の充実を図るとともに、急性期を経過した小児患者を地域で受け入れられるよう、医療機関の機能に応じた連携体制を構築することが必要です。

(2) 災害時を見据えた小児医療体制

- 災害時に小児患者に適切な医療や物資が提供され、また、被災地からの搬送受け入れや診療に係る医療従事者の支援が適切に行われる体制の構築が必要です。

【数値目標等】

指標区分	指標名(単位)	現状値	目標値(H35)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)
体制整備	小児医療を行う医師数(人口1万人対)(人)	3.5	全国平均以上	現状より増加(H28:17.6)	平成28年 医師・歯科医師・薬剤師調査 [厚生労働省]
	小児の訪問看護を実施している訪問看護事業所数(か所)	1	1	現状維持	平成28年度 NDB [厚生労働省]
	小児の訪問診療を実施している医療機関数(か所)	0	1	現状より増加	平成28年度 NDB [厚生労働省]
体制確保に係る圏域	小児二次救急医療体制が確保されている第二次医療圏数(医療圏)	0	1	圏域での確保	北海道保健福祉部調べ (平成30年2月現在)
	北海道小児地域医療センター、北海道小児地域支援病院による提供体制が確保されている第二次医療圏数(医療圏)	0	1	圏域での確保	北海道保健福祉部調べ (平成30年1月現在)

【数値目標等を達成するために必要な施策】

(1) 小児医療体制等の確保

相談支援体制等

- AEDの使用方法を含む救急蘇生法等講習会を実施します。
- 市町、保健所及び各種団体で組織する北空知乳幼児保健協議会は、講演会の開催等を行い、子育て不安の解消に努めます。
- また、深川市立病院は、夜間急病テレホンセンターの開設や医師による出前講座などを実施しており、小児救急電話相談事業や救急医療情報システムとともに、その利用促進を進め、休日や夜間における適正受診の推奨を図ります。

一般の小児医療及び初期小児救急医療体制

- 小児医療については、できるだけ患者の身近なところで提供されることが望ましいことから、小児救急医療地域研修事業を実施し、一般の小児医療及び初期小児救急医療を担う病院・診療所の維持や確保に努めます。

小児専門医療及び入院小児救急医療体制

- 北空知地域には、「北海道小児地域医療センター」及び「北海道小児地域支援病院」が整備されていないことから、これらの機能が整備された他圏域と連携し、専門医療及び入院を要する小児患者に対応する小児救急医療の提供体制や搬送体制の確保に努めます。

北海道小児地域医療センター及び北海道小児地域支援病院の選定基準

<北海道小児地域医療センターの選定基準>

- ① 一定数以上の小児科の常勤医師が勤務していること
- ② 小児科の入院医療を提供していること
- ③ 小児二次救急医療を担っていること
- ④ NICUを整備していること

<北海道小児地域支援病院の選定基準>

次の要件のいずれかを満たす医療機関

(要件1) 北海道小児地域医療センターの選定基準のうち、①及び②を満たし、小児二次救急医療を担っている医療機関又は救急告示医療機関であり、かつ、分娩を行っている病院

(要件2) 北海道小児地域医療センターの未整備圏域において、以下のア～ウを満たす病院

- ア 小児科の常勤医師が勤務していること
- イ 小児科の入院医療を提供していること
- ウ 小児二次救急医療等を担っていること

(2) 小児高度専門医療や療養・療育支援体制の確保

小児高度専門医療の提供

- 大学病院、北海道立子ども総合医療・療育センター、総合周産期センターなどにおいて、小児高度専門医療を提供します。

療養・療育支援体制の確保

- 発達障がいの子ども、重症心身障がい児、医療的ケア児等が、在宅医療や療育、短期入所等の福祉サービスなどの支援を身近な地域で受けられるよう、地域生活を支援する体制の充実に努めます。

小児在宅医療の提供体制の確保

- 小児在宅医療の担い手を育成するため、医師・看護師等の医療従事者に対する普及啓発や研修会の開催等に取り組むとともに、在宅療養中の小児の状態が急変した際などに適切に対応できるよう、小児在宅医療を担う医療機関と後方支援を担う医療機関との連携体制の構築や北海道立子ども総合医療・療育センター等における小児高度専門医療を提供する体制の確保に努めます。

また、地域の実情に応じた在宅生活の支援体制の構築に向けて、保健・医療・福祉・教育等の関係者間の連携促進に取り組めます。

(3) 災害時を見据えた小児医療体制

- 災害時に小児患者に適切な医療や物資が提供されるよう、災害拠点病院や地域の中核的医療機関等の連携体制の確保を進めるなど災害時における小児医療体制の構築に努めます。

【医療機関等の具体的名称】

(平成29年10月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	病 院	有床診療所	無床診療所
道央	北空知	深川市立病院		深川市健康福祉センター
				深川市立多度志診療所
				北竜町立診療所
				医療法人津田こどもクリニック

【歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割】

- 子どもの発達障がい等に対する支援として、できるだけ身近なところで適切な歯科保健医療サービスを受けられるよう、障がい者歯科医療協力医の確保と資質の向上に努めます。

【薬局の役割】

- 子どもを持つ家族からの相談に対応するため、「健康サポート薬局」等、かかりつけ薬局・薬剤師を普及するとともに、地域の薬局が相互に連携し、休日や平日の診療時間外における調剤応需のほか、市販薬を含めた医薬品や衛生材料等の供給体制の充実に努めます。

【訪問看護ステーションの役割】

- 在宅医療を必要とする小児等が地域で安心して療養できるよう、小児等の成長発達に応じた看護を提供するとともに、保健・医療・福祉・保育・教育などの関係者と連携し、小児及びその家族の支援の充実に努めます。

小児医療連携体制

(平成30年2月現在)

